

令和7年12月24日

各 位

あぶくま信用金庫

預金口座の不正利用防止に向けた対策の強化について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

金融庁・警察庁からの「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」の要請を踏まえ、当金庫では、下記の通り、預金口座の不正利用防止および実態把握の強化について厳格に対応いたします。

お客さまにおかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 預金口座の不正利用防止について

預金口座の売買・譲渡・譲受・貸借は犯罪です。

預金口座の売買・譲渡・譲受・貸借や不正利用などが判明した場合、預金規定に基づき預金口座の利用停止や、解約措置を取らせていただきます。

2. 預金口座開設時の厳格な審査、口座開設後の実態把握について

預金口座開設時には、本人確認資料の真正性の確認のほか、ご利用目的などの確認や確認書類の提出など、厳格な本人確認の手続きを実施いたします。

また、預金口座開設後においても、お客さまのお取引の内容、状況などを継続的に確認させていただきます。

お取引や確認した内容によっては、預金口座の開設をお断りする場合や、お取引を制限させていただく場合がございます。

3. 預金口座の不正利用のおそれがある場合の対応について

お取引の内容がご申告いただいたご利用目的と相違する場合や、預金口座の不正利用のおそれがあると判断できる場合、預金規定に基づき預金口座の利用停止や、解約措置を取らせていただく場合がございます。

4. お客さまの住所等が確認できない場合の対応について

お客さまがお届けしている住所に送付した郵送物が返戻された場合など、お客さまとのご連絡が取れない状態が続いた場合、お取引を制限させていただく場合がございます。

お届けの住所などに変更がある場合、速やかに変更のお手続きをお願いいたします。

以 上



『口座の売買・譲渡・譲受・レンタルは、「犯罪」です。』

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、いずれも「犯罪行為」であり、有償・無償を問わず法律による処罰の対象となります。

- SNS等を通じた口座（キャッシュカード、通帳、インターネットバンキングのID・パスワード情報等）の売買・譲渡・レンタル等の勧誘にご注意ください。
- 軽いお小遣い稼ぎのつもりが、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込め詐欺など）やマネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる可能性があります。
- 犯罪行為その他トラブルに巻き込まれないためにも、「口座を高価買取します」、「口座を貸すだけで高収入を得られます」等、簡単に収入を得られる方法として口座売買等を持ちかけられても、絶対に応じないでください。
- 口座の売買・譲渡・レンタルにより得られる報酬はほんのわずかですが、今後の人生には甚大な悪影響を及ぼします。

安易な気持ちで口座を売ってしまうと、以下のようなリスクが生じる恐れがあります。

- ✓ 詐欺罪（10年以下の懲役）や犯罪収益移転防止法違反（1年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金）などの処罰を受ける。

【犯罪収益移転防止法違反 1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金】

- ・ 自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為
- ・ 他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り受ける行為
- ・ インターネットバンキングのログインID/パスワードの情報を譲り渡す行為
- ・ インターネットバンキングのログインID/パスワードの情報を譲り受ける行為

【詐欺罪 10年以下の拘禁刑】

- ・ 他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為
- ・ 他人・架空名義の口座を開設する行為

【窃盗罪 10年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金】

- ・ 他人名義の口座からATMで現金を引き出す行為

- ✓ お持ちの口座が全て凍結され、生活や仕事に支障ができる。
- ✓ 新しく口座を開設できない状況になる。

口座開設後に他者の利用や譲渡が確認された場合や、違法行為につながる取引であると確認された場合には、お客様へ通知することなく口座の利用停止や解約を行うなど厳正に対処いたします。

